

中国会計制度の変遷過程 —会計基準の国際化が中国会計制度改革に及ぼした影響の分析—

苗 馨 允

名古屋大学大学院経済学研究科 博士課程

（現 宇部工業高等専門学校経営情報学科 助教）

緒 言

現在、国際財務報告基準（IFRS）の設定団体である国際会計基準審議会（IASB）は、IFRSの国際的なアドプション、すなわちIFRSを各国の会計基準としてそのまま受け入れることを強く推進している。結果として、現在、114カ国および地域は、資本市場におけるすべてまたはほとんどの上場企業および金融機関に対してIFRSの適用を義務付けている。しかし、会計制度（フォーマルな規範としての会計基準、および会計実務が含まれる）は独立したものではなく、ある国および地域の独自の会計環境、例えば、経済システム、組織構造、コーポレート・ガバナンスおよび会計専門家の教育などに埋め込まれていると思われる。IFRSはアングロ・アメリカン会計モデルを反映し、自由市場経済、発達した資本市場、効率的に機能している市場指向的コーポレート・ガバナンス、または整備された公認会計士システムなどの会計環境で進化してきた会計基準であると思われる。アングロ・アメリカン諸国と異なる会計環境を持つ国々で、会計に関連する周辺制度がアングロ・アメリカン諸国におけるその制度に収斂しない場合、会計制度だけの変化、すなわちIFRSのアドプションは困難であると思われる。たとえIFRSがアドプトされても、各国の固有の周辺制度との間で不適合が生じうる。そのため、IFRSの各国での実施はIASBが意図した透明性のある、比較可能性が高い財務情報を生み出せない可能性がある。

そのため、ある国の会計制度が国際会計基準に収斂するプロセスにおいて、周辺制度との間にどのような不適合が生じたのか、また周辺制度の進化はいかに会計制度の改革を引き起こしたのかについてのダイナミック分析は会計基準の国際化をより深く理解することに必要であると思われる。

研究方法

本研究の目的はAoki（2001）によって開発された比較制度分析の枠組（comparative institutional analysis framework）を用いて、中国における会計制度進化のプロセスとメカニズムを明らかにすることである。具体的にいえば、会計制度の進化を引き起こした環境変化は何か、その変化に応じて、会計制度にどのような進化が起こったのか、その進化はどのような結果をもたらしたのかを解明する。

また、会計制度進化の各段階において、変化した会計制度と周辺制度の間の制度的補完性と制度進化の経路依存性という二つの概念に基づいて、分析を進める。Aoki（2001）によると、制度的補完性は諸制度間に存在する共時的相互依存関係によるものである。補完性の存在によって、一貫した全体を構成した制度の組合せの中で、一つの制度が変化しただけ、変化した制度と周辺制度の間に不適合が生じうるため、個々の制度はそれだけ孤立しては容易に変更したり、デザインしたりできないと意味している。一方、他のドメインにおける補完的な制度がすでに存在しており、そうした方向への変化が開始されるならば、新制度形成の動力を創出する可能性がある。これは通時的制度的補完性として理解される。制度的補完性により、ある経済において、ある時点での初期全体制度配置はそれ以降の制度変遷に制約条件を与える。それは制度進化の経路依存性として理解される。本研究のもう一つの目的は中国会計制度進化の各段階において、周辺制度が会計制度の進化にどのような制約を与えているのかを明らかにすることである。

研究結果

本研究は、中国における会計制度進化を五段階に分けて進めている。また、各段階における会計制度進化の三つの局面、すなわち（1）原因フェーズ（なぜ変化が

引き起こされたのか)、(2) 普及フェーズ (どんな改革成果を挙げたのか)、および (3) 反応フェーズ (いかなる反応やコンフリクトがあったのか) に注目する。

1. 1979～1989年：市場経済の試行的導入期

1979年から「改革開放」政策の実施により、外資企業の増加や国際貿易の拡大などの経済領域の変化は会計制度の変化をもたらした。また、中国の国有企業の資金調達源泉が多様化したことは会計制度の変化を求めている。この段階において、政府予算割当だけではなく、銀行からの借入金が必要な資金調達源泉になり、さらに、一部の国有企業が株式発行によって資金調達を行っていた (原因フェーズ)。この段階における会計制度の主な変革は、外資企業へ当時国際会計基準であった歴史的な原価主義会計が導入されたことである (普及フェーズ)。しかし、歴史的な原価主義会計の適用は、数少ない外資企業のみに制限され、国有企業の資金調達の多様化に応じた会計制度の変化はなかった。また、国際慣行である保守主義の原則、例えば、期末棚卸資産の評価における低価基準などが導入されていなかった (反応フェーズ)。このような反応の主な理由は、中国政府が市場経済の枠組みが確立されていなかった環境で、国際会計基準の導入による経済や租税への影響を最小限に抑えようとしたことにあると考えられる。特に、中国において国際会計基準の適用に関する初期条件がアングロ・アメリカン諸国と異なり、市場経済の試行的な導入が会計制度進化の端緒を開いたが、国際会計基準がまだ中央計画経済に不適合であると思われる。

2. 1990～1996年：国有企業の会社化と資本市場の創成期

1990年に上海と深圳に証券取引所がそれぞれ設立され、市場経済の最も重要な枠組みの一つとしての証券市場が導入された。また、伝統的な国有企業に市場経済に相応する組織アーキテクチャが導入され、国有企業が次々と株式会社にされ、国内外の資本市場に上場された。国有企業の会社化と資本市場の創設をはじめとした市場指向的周辺制度の導入が、会計制度の国際基準への移行の動力を創出した (原因フェーズ)。それらの改革に応じて、中国政府は、『企業会計準則』(基本原則)をはじめとした新たな会計制度を制定し、歴史的な原価主義会計の適用をすべての企業に要求した (普及フェーズ)。しかし、この段階における会計制度は課税所得の計算と

一体化しており、会計準則は税法に従っていた。また、ほとんどの企業で厳格な歴史的な原価主義会計が適用され、期末棚卸資産や有価証券の評価に対する低価基準の適用は海外投資家に向けて株式を発行した少数の会社に限られていた (反応フェーズ)。

3. 1997～2000年：上場会社に対する情報開示の強化期

1997年以後、中国の資本市場において相次いで重大な虚偽表示を含む財務開示の不祥事が明るみに出た。税法に従った厳格な歴史的な原価主義会計は、市場指向的資本市場における情報ニーズを満たせなかったことが指摘された (原因フェーズ)。それに応じて、1997年から、中国政府は『会計準則一関連当事者およびその取引に関する開示』をはじめとする原則主義に基づく一連の国際会計基準を導入し、上場会社の情報開示を強化した (普及フェーズ)。特筆すべき点は、債務再編および非貨幣取引における交換された資産を公正価値で測定し、簿価との差額を当期純利益として計上することが認められた。しかし、その後、多くの上場会社が、非貨幣性資産を過大に評価することによって、粉飾決算をしたことが発見された。2001年に、中国政府は関連する会計準則を修正し、公正価値測定の適用を禁止した (反応フェーズ)。多発した会計不正の主な理由は、国際会計基準の一貫した実施を保証するインフラ、例えば、市場指向的コーポレート・ガバナンスなどが形成されていなかったことであると思われる。この段階における会計に関連する周辺制度の設置はそれ以降の制度変遷 (例えば、公正価値測定の導入) に制約条件を与え、すなわち会計制度進化の経路依存性を明らかにした。

4. 2001～2005年：WTOへの加盟と市場指向的経済改革の加速期

2001年12月に、中国は世界貿易機関 (WTO) に加盟し、貿易自由化およびWTO協定に整合的な国内制度整備が要請された。グローバル化という外部ショック、および中国国内の市場経済の全体的な枠組みの整備は、会計制度進化の引き金になった (原因フェーズ)。それに応じて、中国政府は2002年から『企業会計制度』の実施をはじめとした国際会計基準へのコンバージェンスを促進してきた。また、多発した会計不正に対して、『証券法』や『上場会社コーポレート・ガバナンス準則』をはじめとする法による規制を強化してきた (普及フェー

ズ)。しかし、こうした新会計制度の実施により、国有企業および国有銀行が抱えた巨額の不良資産の含み損が表面化され、中国経済に深刻な影響を与える恐れがある。そのため、新会計制度の実施は周辺制度と摺り合わせながら、四年間にわたって慎重に各企業で行われてきた（反応フェーズ）。

5. 2006年～：IFRSの国際的な浸透とコンバージェンスの加速期

欧州連合（EU）が2005年からEU域内の上場企業に対してIFRSの適用を義務付けたことを契機にして、IFRSの各国での適用が加速させ、現在まで114ヵ国および地域がIFRSをアドプトした（原因フェーズ）。会計基準の国際化の急展開を受けて、中国政府は2006年2月に、IFRSと“実質的なコンバージェンス”を達成したと認められた新たな会計制度を公布した。この新たな会計制度では、公正価値測定が導入された（普及フェーズ）。しかし、中国政府はIFRSのアドプションを拒否し、自国の会計基準を設定しながら、IFRSとの間の差異を徐々になくしていくアプローチを適用している。また、IFRSと比べて、現在の中国会計基準は公正価値測定の適用を制限している（反応フェーズ）。中国が他国と同じ金融市場のグローバル統合、会計基準の統一化、およびIASBを中心としたグローバルな非政府組織の影響力の増大という環境の変化に直面しているが、会計制度に関して他国と異なった政策を採用し、自国の会計制度（IFRSとの間で差異がある）を適用し続けていくことがわかった。その主な理由は、会計実務を巡る周辺制度は国際基準とのコンバージェンスを達成していないので、会計制度の進化に制約を与えていることにあると思われる。

要 約

本研究は、中国会計制度の国際会計基準への進化は直線的に前進するのではなく、しばしば曲折と反復が伴うものであるということを解明した。中国国内での市場メカニズムの導入、例えば、資本市場の発展、国有企業の会社化などに加え、経済のグローバル化やIASBを中

心としたグローバルな非政府組織の影響力の増大などの外部ショックは、会計制度進化の動力を創出した。一方、中国が経過した中央計画経済の影響により、資本市場の機能が制限され、経済における国有企業の優位性などの中国の固有性が生み出された。これらの固有性は中国会計制度の進化に制約を与えており、たとえIFRSが中国でアドプトされても、その適用が意図せざる帰結をもたらすということを示した。

本研究の特色と意義は国際会計の最先端の領域を対象とし、制度間の補完性に基いて、会計制度進化のメカニズムと経路依存性を解明しようとする独創的分析を行うところにある。また、国レベルの分析を通じて、会計制度の経路依存性、諸制度間の補完性、およびIFRSを個別の国へ導入することの複雑さを明らかにする研究は、IFRSとのコンバージェンスに対する政策策定に有意義なアプリケーションを与えられる。

現在まで、公開された資料、例えば、公布された中国会計制度および国際会計基準や先行研究などに基づいて、分析を進めてきた。しかし、歴史的展開やキーパーソンの役割をより一層解明するために、中国会計制度進化に関わったステークホルダーを対象とするインタビューを行う必要がある。また、中国会計制度進化を誘発、制限した要素に対してより深く理解するため、歴史的資料をコード化し、量的分析を行う必要がある。

謝 辞

公益財団法人三島海雲記念財団平成26年度（第52回）学術研究奨励金により、中国会計制度の変遷プロセスとメカニズムに対して、広範な資料調査を行い、精緻かつ包括的な分析が実施できました。本研究を遂行するにあたりご支援を賜りました公益財団法人三島海雲記念財団ならびに関係者各位に深く感謝いたします。

文 献

- 1) M. Aoki: *Towards A Comparative Institutional Analysis*, The MIT Press, Cambridge, MA, US: 2001.
- 2) M. Ezzamel, et al.: *Accounting, Organizations and Society*, 32, 669-700, 2007.